

平成29年度における総合労働相談コーナー等における相談状況、及び「個別労働紛争解決制度」の運用状況について

岡山労働局では、平成29年度の「個別労働紛争解決制度」の運用状況をとりまとめました。

その概要は次のとおりです。

【ポイント】

- 民事上の個別労働紛争相談件数は4年連続増加
- いじめ・嫌がらせに関する相談は7年連続トップ

1. 総合労働相談件数	岡山局 (全 国	15,095件 1,104,758件	7.0%減 2.3%減)
2. 民事上の個別労働紛争相談件数	岡山局 (全 国	3,833件 253,005件	16.2%増 1.0%減)
3. 妊娠・出産や育児休業の取得等を理由とする不利益取扱いに係る相談件数	岡山局	155件	3.3%増
4. 助言・指導申出件数	岡山局 (全 国	66件 9,185件	4.3%減 2.3%増)
5. あっせん申請受理件数	岡山局 (全 国	41件 5,021件	39.7%減 2.0%減)

※ 上記増減率については、平成28年度実績と比較したもの。

○ **県内の総合労働相談コーナーにおける相談件数は15,095件（第1図）**

平成20年度をピークに平成23年度まで減少を続け、平成23年度以降は1万3千件台を推移し、ほぼ横ばい状況であったものの、平成26年度より増加に転じ、平成28年度においては3年連続の増加となる16,229件となった。平成29年度は減少し15,095件となった。

※ 平成28年度より、組織変更によって、総合労働相談コーナーにおいても均等3法に係る相談を取り扱っているため、総合労働相談件数については平成27年度までより統計対象が増えています。
従前の統計対象では平成28年度は14,728件、平成29年度は13,680件となります。

○ **民事上の個別労働紛争に係る相談件数は3,833件（第1図）**

相談件数全体の23.2%を占めている。パート・アルバイト・期間契約社員・派遣労働者の非正規労働者からの相談の割合が、全体の36.8%(1,410件)であり、4割弱を占めている。（第2図）

相談の内容は、「いじめ・嫌がらせ」に関するものが制度発足以降、増加し続けており、平成23年度より7年連続で最多となり、全相談に占める割合は27.1%となっている。（第3図、第4図）

○ **妊娠・出産や育児休業等を理由とする不利益取扱いに係る相談件数は155件（第5図）**

総合労働相談件数の内、均等三法にかかる相談は前年より6%減少し、1,415件となった。

この内、妊娠・出産や育児休業の取得等を理由とする不利益取扱いに係る相談は155件であった。（第5図）不利益取扱いの相談内容については、退職の強要や雇い止めなど、労働者が職を失う可能性のある相談が約5割を占めている。（第6図）

○ **助言・指導制度の受付件数66件（第7図）**

助言・指導の受付件数は66件となり、前年度と比べ3件、4.3%減少した。紛争内容としては、「いじめ・嫌がらせ」が29件と全体の39.2%を占め、以下、「解雇」、「労働条件引き下げ」、「退職勧奨」、「雇止め」等となっている。（第8図）

29年度に処理が終了した助言・指導事案については、受付日から10日以内に100%助言・指導を実施している。

○ **あっせん受理件数は41件（第9図）**

あっせん受理件数は41件となり、前年度と比べ27件、39.7%減少した。

紛争内容としては、「解雇」「いじめ・嫌がらせ」、「雇止め」、「自己都合退職」等となっている。（第10図）

29年度にあっせんが開催された事案は、1か月以内に71.4%、2か月以内に100%処理を終了している。

※ 「個別労働紛争解決制度」は、個々の労働者と事業主間での労働条件や職場環境などをめぐる紛争の未然防止や早期解決を促進するための制度で、幅広い分野の労働問題を対象とする「総合労働相談」、個別労働紛争の解決につき援助を求められた場合に行う都道府県労働局長による「助言・指導」、あっせんの申請を受けた場合に労働局長が紛争調整委員会に委託して行う「あっせん」の3つの方法があります。

近年、個別労働紛争の内容は複雑・多様化しているなかで、当該制度は、平成13年10月の法律施行以降15年目を迎え、職場での紛争の簡易・迅速な解決手法として利用されています。

個別労働紛争解決制度の枠組み

相談者

総合労働相談コーナー 岡山県内 7か所

平成29年度 総合労働相談件数
15,095件

うち、※1

○法制度の問い合わせ
9,043件

○労働基準法等の違反の疑いがあるもの
2,722件

○民事上の個別労働紛争相談件数
3,833件

【内訳】 ①いじめ・嫌がらせ **1,181件**
②自己都合退職 **585件**
③解雇 **515件**

○その他 **930件**

情報提供
連携

関係機関

○岡山県
○裁判所
○法テラス 等

取次ぎ

労働基準監督署
公共職業安定所等

関係法令に基づく
行政指導等

申出

申請

労働局長による助言・指導

○申出件数(66件)

【内訳】 ①いじめ・嫌がらせ **29件**
※1 ②解雇 **11件**
③労働条件引き下げ **5件**

紛争調整委員会によるあっせん

○申出件数(41件)

【内訳】 ①解雇 **18件**
※1 ②いじめ・嫌がらせ **7件**
③雇止め **5件**

あつせんに移行5件

○処理件数(件) ※2
解決したもの **42件**
未解決(一定の改善あり) **12件**
未解決(改善なし) **13件**

○処理件数(件) ※2
合意成立 **18件**
打切り(不参加) **14件**
打切り(不参加以外) **9件**
取下げ **1件**

※1 1回において複数の内容にまたがる相談等が行われた場合には、複数の内容を件数に計上している。

※2 労働局長による助言・指導の処理件数及び紛争調整委員会によるあっせんの処理件数は、年度内に処理が完了した件数で、当該年度以前に申出又は申請があったものを含む。

平成29年度個別労働紛争解決制度の運用状況

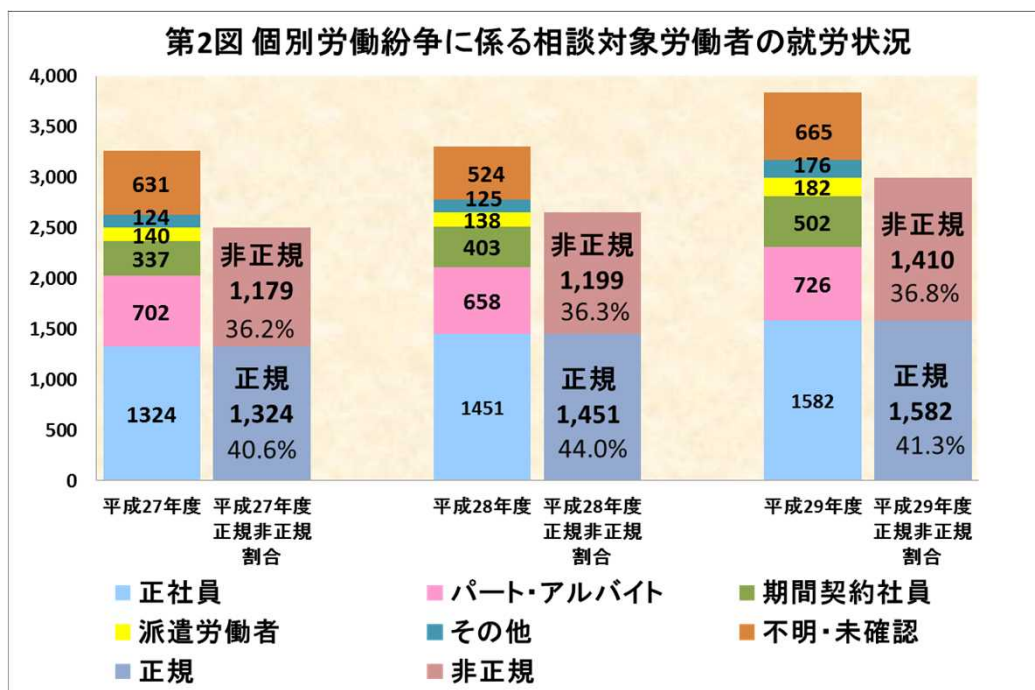
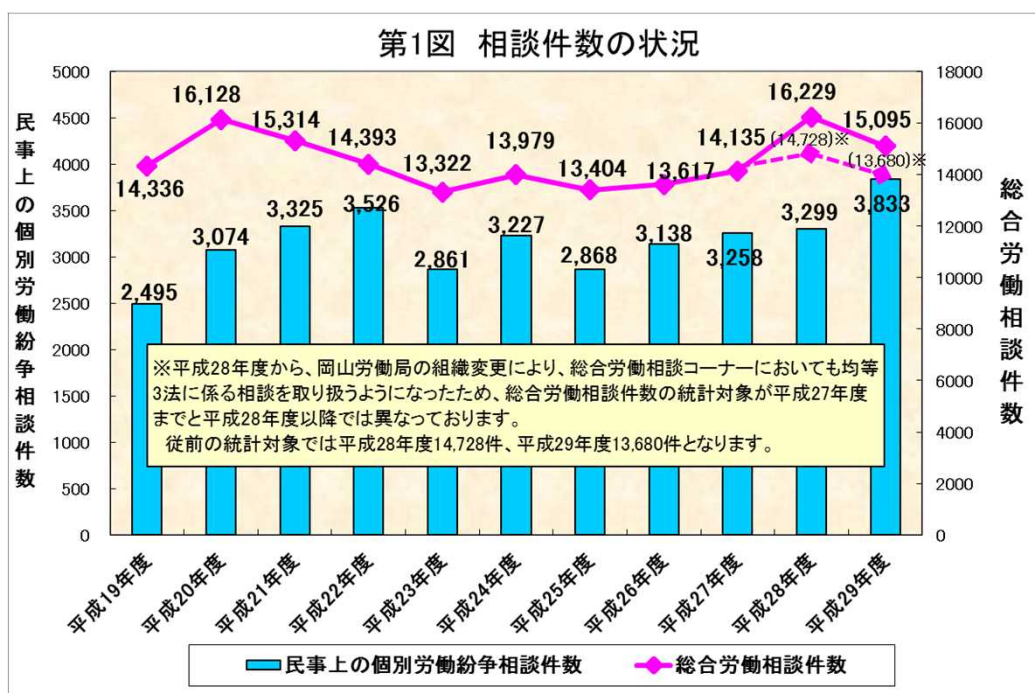
1 総合労働相談

岡山労働局では、労働局を始め全ての労働基準監督署に、労働問題に関するあらゆる相談にワンストップで対応するための総合労働相談コーナーを設置しているところである。

総合労働相談件数は前年から減少し15,095件となった。

このうち、労働基準法上の違反を伴わない解雇、労働条件の引下げ等のいわゆる民事上の個別労働紛争に関するものは3,833件であり、4年連続の増加となった。

パート・アルバイト・期間契約社員・派遣労働者の非正規労働者からの相談の割合が、全体の36.8%(1,410件)であり、4割弱を占めている。(第2図)



2. 個別労働紛争相談の状況

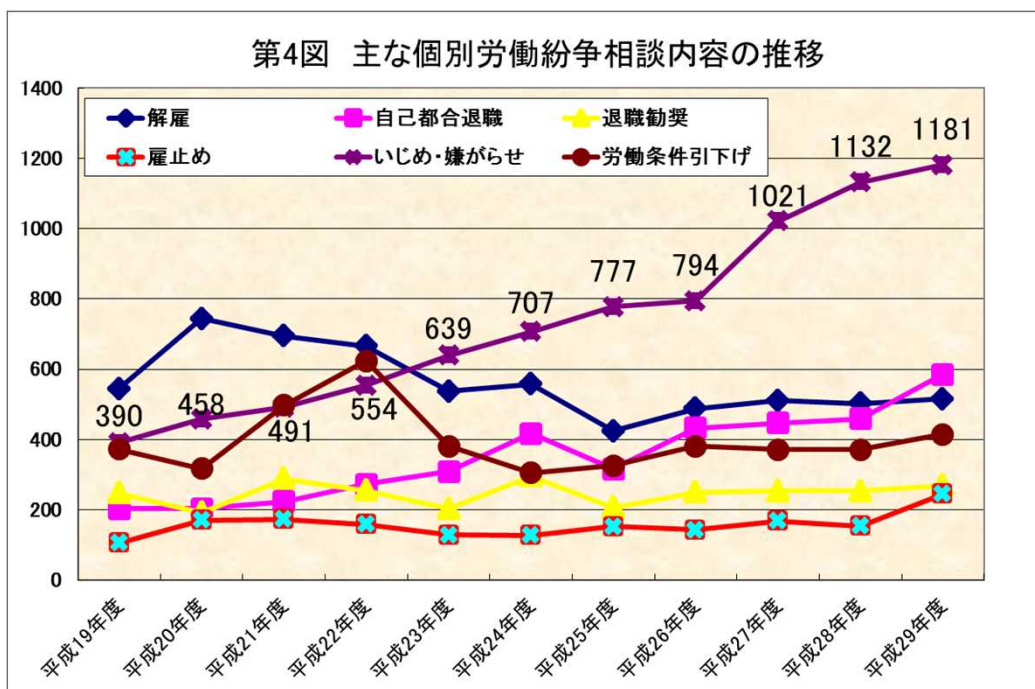
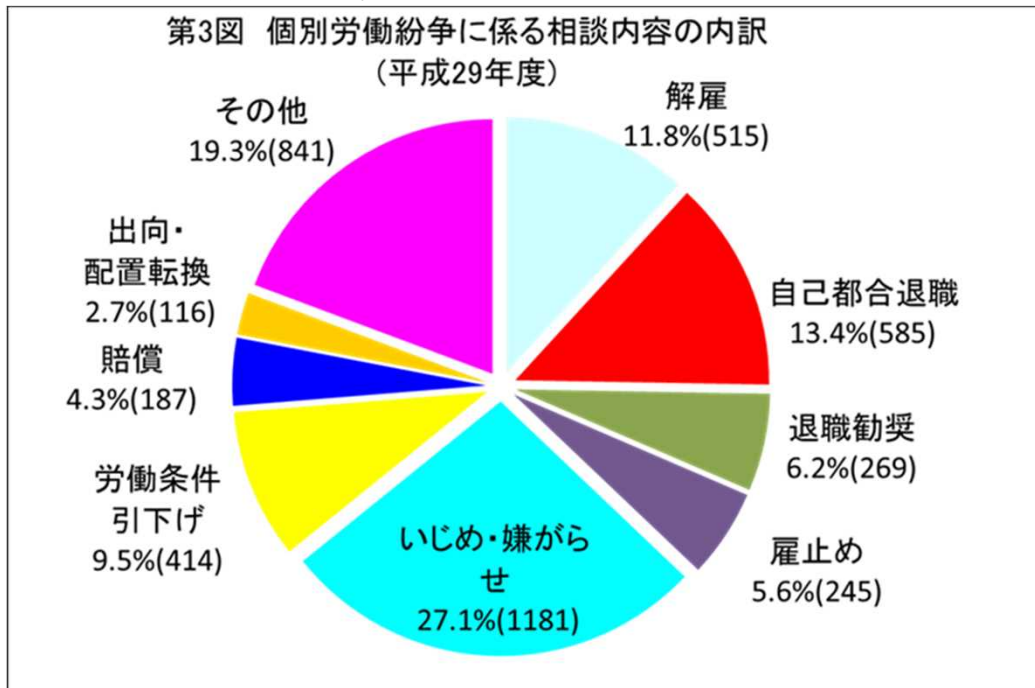
平成29年度の民事上の個別労働紛争に係る相談内容は、いじめ・嫌がらせに係る相談が最も多く全体の27.1%であり、次いで自己都合退職(13.4%)、解雇(11.8%)、労働条件引き下げ(9.5%)等となっている。

いじめ・嫌がらせに係る相談が、平成23年度より7年連続で最多となった。

解雇に係る相談はほぼ横ばい状態となっている。

自己都合退職に係る相談※が平成26年度以降、増加傾向にある。

※自己都合退職に係る相談とは、労働者が自己都合による退職を申し出たことに付随する紛争及び労働者自身は退職を望んでいないが自己都合退職として辞めさせられたとする紛争に関するもの。



3.妊娠・出産や育児休業等を理由とする不利益取扱いに係る相談件数の推移

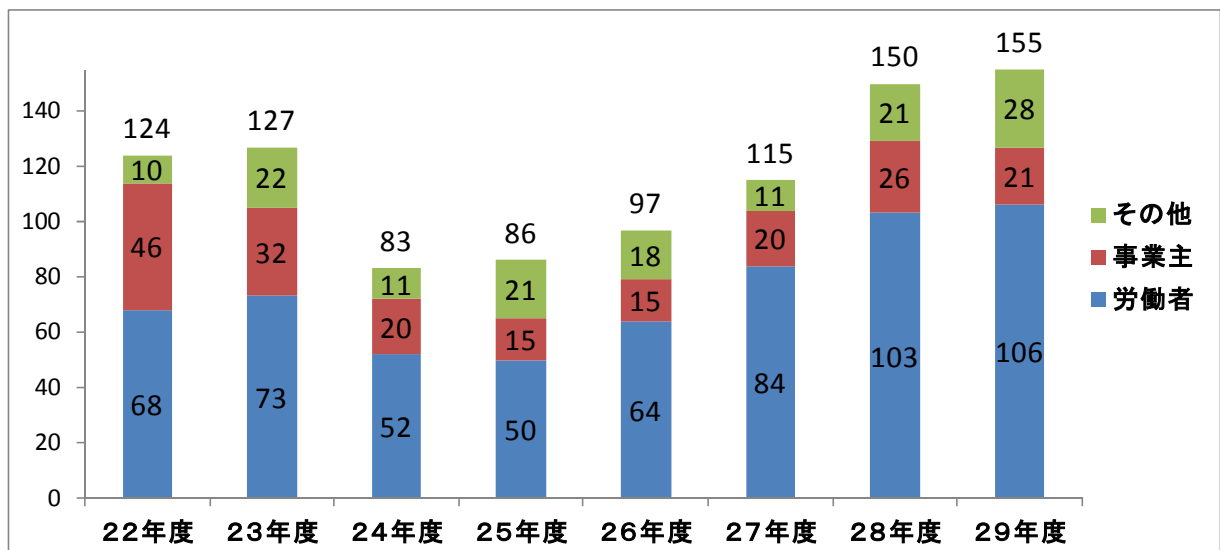
総合労働相談件数の内、均等三法にかかる相談は前年より6%減少し、1,415件となった。

この内、妊娠・出産や育児休業の取得等を理由とする不利益取扱いに係る相談は 155件であった。不利益取扱いの相談内容については、退職の強要や雇い止めなど、労働者が職を失う可能性のある相談が約5割を占めている。

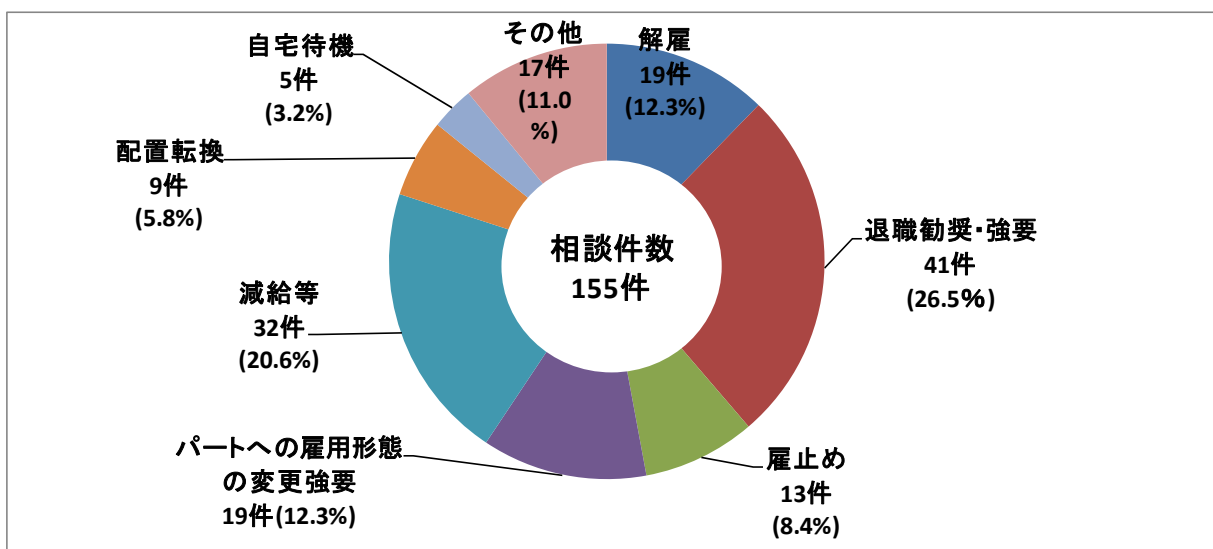
※ 相談件数についての留意事項

平成28年4月に都道府県労働局の組織見直しを行い、雇用環境・均等部(室)を設置した。雇用環境・均等部(室)では、これまで雇用均等室において受け付けていた男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、に関する相談と併せて総合労働相談コーナーで受け付けていた個別労働紛争に関する相談も一体的に対応するようになった。このため、相談を受け付けるに当たり、相談件数の計上方法についても変更を行ったことから、平成27年度以前とは単純比較できない。

第5図 妊娠・出産や育児休業等を理由とする不利益取扱いに係る相談件数の推移



第6図 妊娠・出産や育児休業等を理由とする不利益取扱いの相談内容の内訳

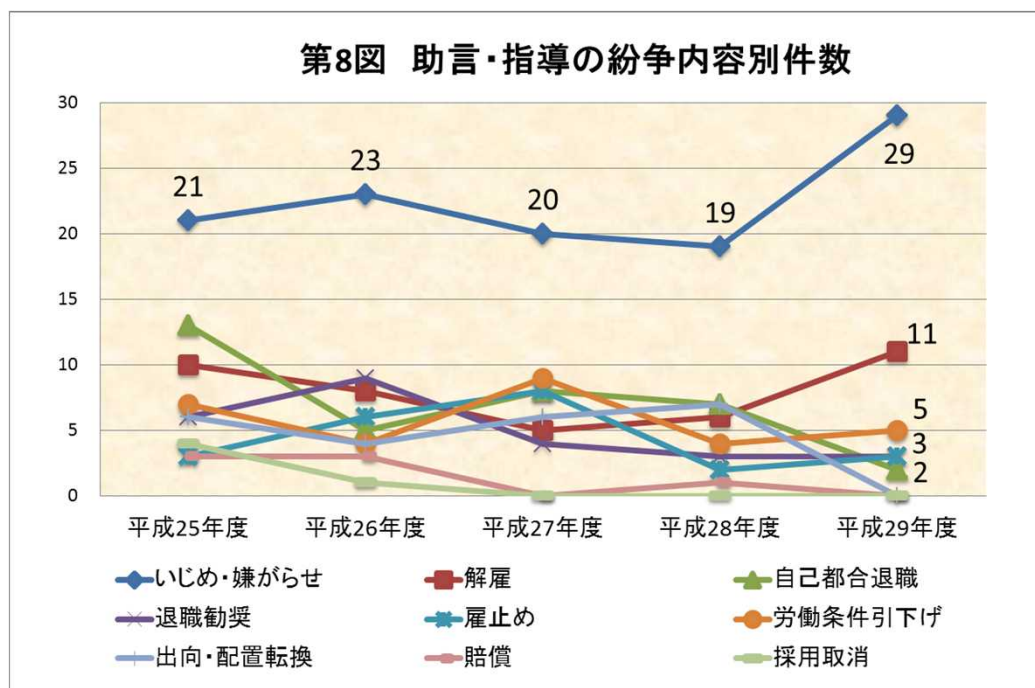
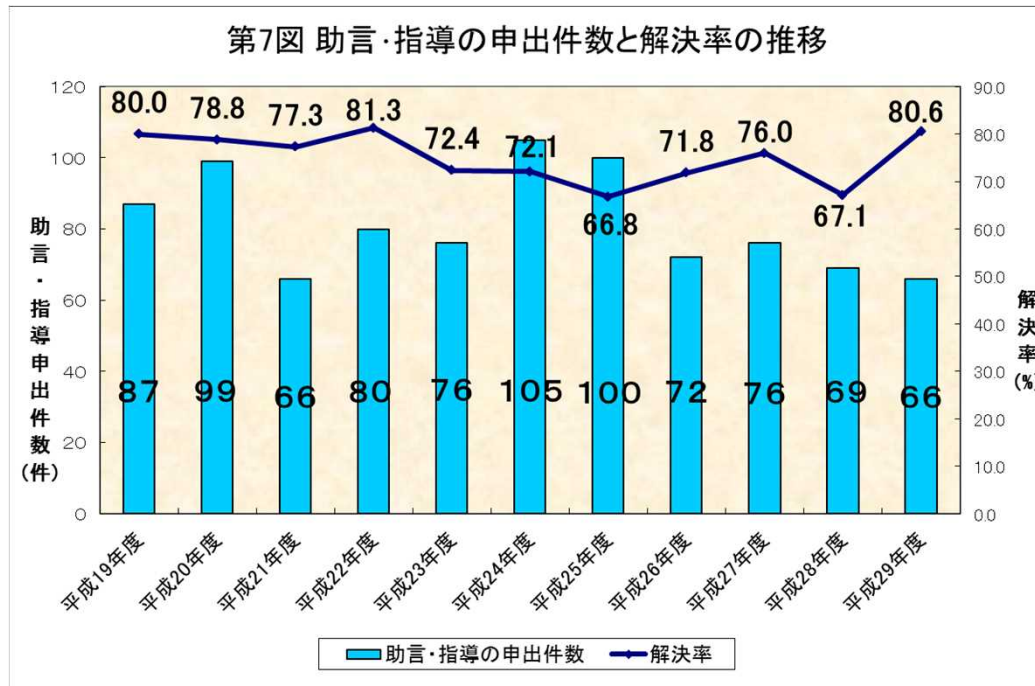


4. 助言・指導の状況

平成29年度の助言・指導制度の受付件数は66件と平成28年度と比べ3件減少した。

紛争内容としては、「いじめ・嫌がらせ」が29件と全体の39.2%を占め、以下、「解雇」11件、「労働条件引き下げ」5件、「退職勧奨」3件、「雇止め」3件等となっている。

平成29年度に処理を終了した助言・指導事案については、受付日から10日以内に100%助言・指導を実施している。



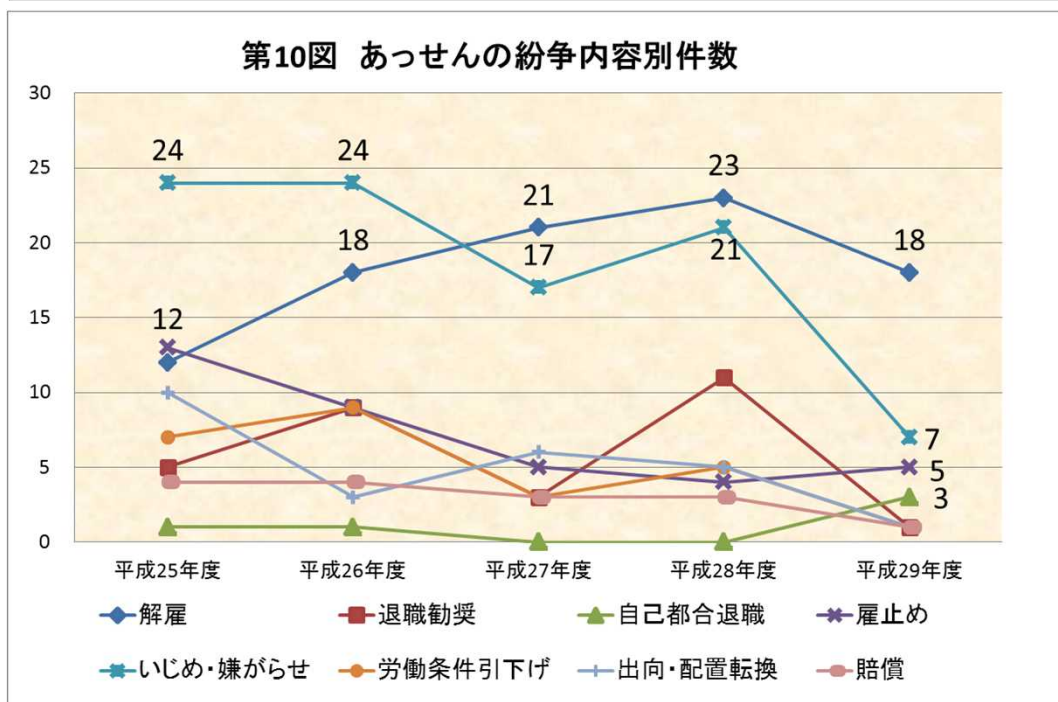
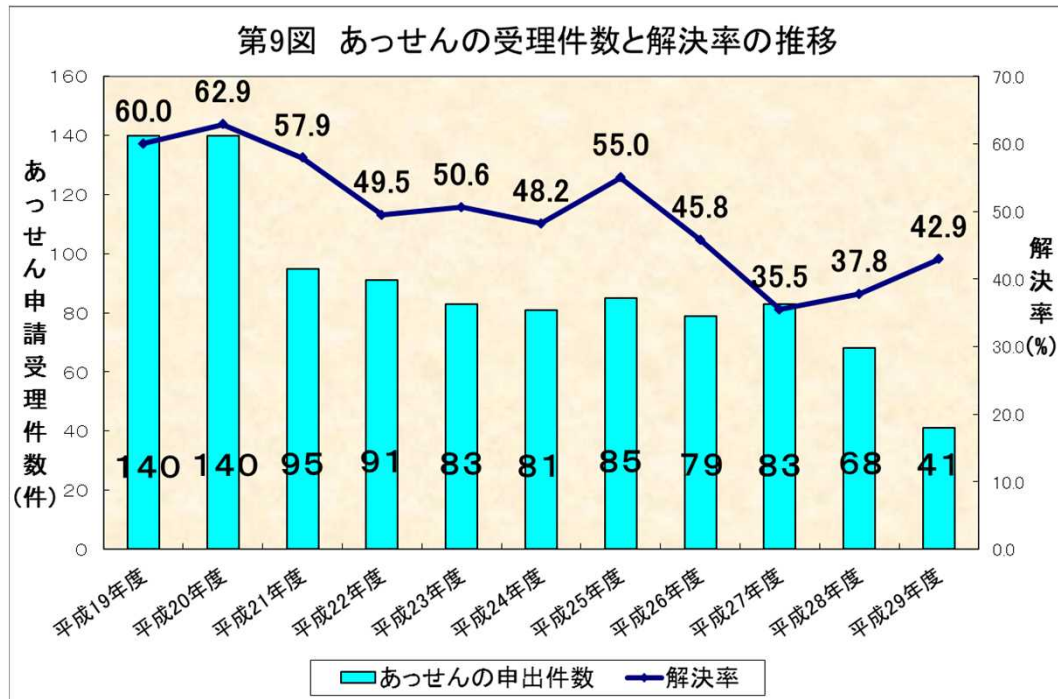
※助言・指導申立て事項が複数の紛争内容にわたる場合があるため、紛争の内容件数と助言・指導申出件数は一致しないことがある。

5. あっせんの状況

平成29年度のあっせん受理件数は41件と、平成28年度と比べると27件減(39.7%減)(第9図)と大幅な減少となっている。

紛争内容としては、「解雇」18件、「いじめ・嫌がらせ」7件、「雇止め」5件、「自己都合退職」3件、等となっている。(第10図)

あっせんが開催された事案は、1か月以内に71.4%、2か月以内に100%処理を終了している。



※当該年度にあっせん処理が終了した件数を計上。あっせん申請が複数の紛争内容にわたる場合があるため、紛争の内容件数とあっせん受理件数は一致しないことがある。